

訴 状

令和8年3月13日

神戸地方裁判所民事部 御中

原 告 木 原 功 仁 哉

当事者の表示 別紙当事者目録のとほり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 200万8250円

貼用印紙代 1万6000円

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、200万8250円及びこれに対する令和8年2月13日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 事案の概要

本件は、原告と政治上の鋭い対立関係にあつた被告が、インターネット上の動画配信サービス「ニコニコチャンネルプラス」の配信動画において、原告から「キレられちゃった」「右翼とあれの違いも分からんばか女が」と言はれて侮辱された等の虚偽の事実を摘示し、もつて公然と弁護士である原告の名誉を毀損したことについて、損害賠償を請求するものである。

第2 当事者

1 原告

原告は、平成27年3月に弁護士登録し（東京弁護士会）、現在は兵庫県弁護士会に登録する弁護士であり、肩書地で法律事務所を経営してゐる。

憲法論については、いはゆる改憲論及び護憲論のいずれも採らず、真正護憲論（占領憲法は憲法として有効ではなく、米国との間の講和条約の限度で有効であり、現在でも大日本帝国憲法が有効であるとの見解）を一貫して支持してきた（甲1）。

真正護憲論を普及させるには公職者として主張することが最も有効適切であると考へ、令和3年10月31日執行第49回衆議院議員総選挙以来、衆議院議員総選挙2回（第49回及び第50回（令和6年）に、いずれも兵庫県第1区）、参議院議員通常選挙2回（第26回（令和4年）に兵庫県選挙区、第27回に比例代表）及び神戸市会議員選挙1回に立候補した。なほ、令和5年4月9日執行神戸市会議員選挙（同市東灘区選挙区・定員9）では4386票の得票を得たが、166票差の次点で落選した。

令和7年2月、日本誠真会が真正護憲論を基軸政策に採用したことから、同党に入党し、組織対策委員の役職を与へられ（甲2）、全国でミニ集会を開催したほか、自己の資金管理団体である「木原くにや後援会」の名義（共催団体）及び計算において、吉野敏明党首が参加する講演会（よしりん先生と日本の将来を語る会）を全国8カ所（神戸、名古屋、岡山、鹿児島、熊本、北九州、金沢、松山）で開催し、いずれも運営の統括を行ふなど、地方組織（支部又は支部準備室）の立ち上げを担当した。

同年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙では、日本誠真会の公認候補として比例代表で立候補した。

同年8月以降、原則毎週月曜日夜に全国の黨員を対象に「憲法WEB勉強会」を開

催するなど、党員教育も担当してゐた。

同年9月以降は日本誠真会の副党首の役職を兼務し、同年10月以降も、木原くによや後援会の名義（共催団体）及び計算において、吉野敏明の講演会を全国9カ所（高知、甲府、札幌、新潟、仙台、高松、岡山、広島、山口）で開催し、運営の統括を行ってきたほか、全国各地で党員集会、ミニ集会、党首党員座談会を運営してきた。

2 被告

被告は、日本誠真会の党首である吉野敏明の妻であり、同党の副党首であるとともに、医療法人社団郁栄会銀座エルディアクリニックの副院長である。

また、第27回参議院議員通常選挙では大阪府選挙区から日本誠真会公認で立候補し、落選した。なほ、同選挙では、原告が選挙管理委員会への届出事務や選挙運動収支報告書の作成事務を担当するなど、原告自らが比例代表の候補者でありながら、被告の立候補準備等に尽力した。

第3 原告に対する名誉毀損

1 背景事情

前記第2のとおり、原告は、日本誠真会の組織作りに多大な貢献をしてきた。

しかし、日本誠真会は、令和7年12月7日、原告を除名した。その実質的な理由は、吉野敏明が院長を務めてゐた銀座エルディアクリニックにおいて、吉野敏明が医師法違反の診療行為を行つてゐるとの情報提供があり、その事実確認のため、副党首会議で調査を提案したことに対する意趣返しであつた。

原告は、除名が党員規約に反することを理由に、同月25日付けで貴庁に民事訴訟を提起した（貴庁令和7年（ワ）第2263号除名処分無効確認等請求事件）（甲3）。

また、日本誠真会が、原告が除名されるまでに木原くによや後援会が立て替へた諸経費（交通費、会場費等）を精算しないので、令和8年1月30日付けで、木原くによや後援会を原告、日本誠真会を被告とする民事訴訟を提起した（貴庁令和8年（ワ）第140号立替金請求事件）。

このやうに、日本誠真会及び吉野敏明と原告とは、政治上の鋭い対立関係にある中、吉野夫婦は、党員である太田勝規のチャンネルを利用し、原告を誹謗中傷して社会的信用を失墜させやうと考へたことは、想像に難くない。

2 本件動画の概要

被告は、株式会社ドワンゴが提供する動画配信サービス「ニコニコチャンネルプラス」上で太田が開設したチャンネル「かっちゃんLIVE」の、令和8年2月13日の配信に、吉野敏明及び太田とともに出演した。

その配信を視聴できる動画（以下「本件動画」と言ふ。）のURLは次のとおりである。<https://nicochannel.jp/kacchanlive/video/smd6NrDCNaMxmfHhEnde877q>

本件動画は、前半が無料部分、後半が会員限定の有料部分で構成され、不特定多数人が視聴することができる。

3 本件発言

本件動画のうち、3：16：58～3：38：48の部分を別のカメラで撮影した映像が甲4の1であり、甲4の2はその反訳である。

まず、同反訳1頁30行目以下で、吉野敏明が「木原さん」「あの弁護士」と述べ、被告が否定しないことから、話題が原告のことに及んでゐた。このことは、日本誠真会の活動に関心があり、前記対立関係を知る視聴者からすれば、吉野夫婦が話題にしてゐるのは原告であると容易に同定することができる。

(甲4の2・1頁30行目以下)

純子 全て、自分で責任を取るって思ってるから。だから、病気になったことも自分で責任を取るって思って、その病気の治療に当たってるから、やっぱりすごい治りがいいんですね。だから、何か、そこだと思えます。結構、いるんですよ。聞いてなかったとか、すぐ言う人。

敏明 木原さん？

純子 まあまあ、うんうん。

いや、だけど、本当にね、だから、そういう人は、やっぱりすごく幸せそうにしてるし、楽しそうにしてるし、そういう人が多いなというふうに思います。やっぱり、本当にすぐに人のせいにしちゃう人は、ちょっと不幸福感が漂ってるというか、私は悪くないのに、何か、あの人のせいでとかというふうになってる人は見てて。

敏明 何笑ってんだよ、何だ、おまえ。俺、さっきからさ、あなたの話って、あの弁護士のこと言ってることしか聞こえないんだけど。

純子 いや、私、いや、そういうつもりで言ってたわけではないですけど。ただ、そうなんです。やっぱりね、そうなんです。

このやうな文脈の中で、3頁20行目以下では、以下の会話がなされてゐる。

純子 でも、自分の主張を、自分の主張を通したいんだったら、自分の立場でだけばって発信して。例えば、チラシ1つ作るにしても、みんなが見て、うわ、これ、何？みたいな感じになるんじゃないかと、もっと、ああというふうに入り込みやすいその表現の仕方をするとか、そういうようなことをしないと、一般って、一般の人に自分たちの主張を受け入れてもらえないじゃない。

だから、本当にこの理論を国民全体に知らしめたい、そして、国民を幸せにしたいと思ってんの？というのを、はっきり言っちゃったことあるんですよ。

太田 ああ。

純子 だから、何十年もこの理論を主張しても、全然、国民に浸透してないじゃないですか。それは、もっと表現の仕方とか、そういうのを変えないと。だって、私、正しいと思いますよって、これ、正しいから絶対広めたいのに、でも、この発信の仕方をしてたら広まらないじゃないというのを言ったことあるんですよ。

太田 ああ。

純子 結構ね。

太田 それ、本人にですよ。

純子 いや、本人に。

太田 ですね。

純子 本人に言っちゃったから、キレられちゃったんです。

太田 ああ。

純子 それで、右翼とあれの違いも分からんばか女がとか言われちゃって。

敏明 だから、もうやめようよ、かわいそうだから。

純子 そうそう、そういう話なの。そう、そうなの。

太田 これ、でも、誰の話とは言うてないですよ。

純子 誰の話とは言ってないけど。

敏明 いや、だって、党の会議でとか言ったら1人しかいないじゃないか、おまえ。

このやうに、被告は、対象者から「キレられ」た事実、及び対象者から「右翼とあれの違いも分からんばか女が」と告げられた事実をそれぞれ摘示する発言をした（以下「本件発言」と言ふ。）。

4 同定可能性

ここに言ふ「党の会議」とは、令和7年9月24日から同年11月末まで毎週水曜日午後9時から開催されてきた副党首会議のことであり、「この理論」とは、真正護憲論のことを意味してゐる。

そして、前述した甲4の2・1頁30行目以降で原告のことに話題が及んできた文脈からすると、被告の言ふ「キレられちゃった」「右翼とあれの違いも分からんばか女がとか言われちゃって」の対象者は、同会議に毎回出席して来た原告と同定できる。このことは、吉野敏明が「いや、だって、党の会議でとか言ったら1人しかいないじゃないか、おまえ」と述べたのは、原告と同定できることを認める発言である。

実際に、X（旧Twitter）上では、「ばか女が」と告げたのは原告であると理解して者がゐる（甲5）。

このことから、本件動画を視聴する一般人の立場に立てば、被告に対して「キレ」て「右翼とあれの違いも分からんばか女が」と発言して侮辱したのは原告であると同定することができる。

5 公然性

本件発言は、有料部分であるとは言へ、月額660円を支払えば誰でも視聴できる（甲6）。

動画タイトルも「夫婦喧嘩直後の対談でヒートアップ！ぶっちゃけ生暴露で神回に！」と記載され、動画のサムネイルには「この話が聞きたかった 神回 ヨメリんいきいき爆走 吉野敏明&純子 すべてがわかった！」と記載されてゐることから、会員登録してゐないものの日本誠真会及び吉野敏明と原告との対立関係に関心を持つ者に対し、会員登録を誘引してゐるのである（甲7）。再生回数も、令和8年3月10日時点で8348回に達して来たのであるから、相当の拡散がなされて来たと言へる。

よつて、本件発言の内容が、不特定多数人に伝播される可能性が十分にあり、現に伝播して来たのであるから、公然性がある。

6 社会的評価の失墜

原告は、弁護士である。

弁護士職務基本規程第6条は「弁護士は、名誉を重んじ、信用を維持するとともに、廉潔を保持し、常に品位を高めるように努める。」と定めてゐる。

それにもかかはらず、被告が本件発言に及んだことにより、原告が他者に対して「キ

レ」たり、「ばか女」と侮辱した事実が広く知れ亘れば、原告の弁護士としての信用を著しく損なふ結果となる。

さらに、原告は、令和9年4月執行の神戸市議会議員選挙（同市東灘区選挙区）への立候補を予定してゐることから、弁護士業務にとどまらず、同選挙結果に多大な影響を及ぼすおそれが高い。

このやうに、本件発言は、原告の社会的評価を著しく失墜させるものである。

7 真実性及び真実相当性がない

原告が被告を「ばか女」等と侮辱した事実は一切なく、真実性もなければ真実相当性もない。

なほ、副党首会議の内容はすべて録音録画されてゐたのであるから、被告が真実性の反証をすることは極めて容易であるが、そもそも侮辱した事実が存在しない以上、反証は客観的に不可能であることを付言しておく。

8 小括

以上のとおり、本件発言により原告の名誉を毀損したことは明らかである。

第4 損害

1 慰謝料 200万円

前記第3.5で述べたとおり、本件発言により原告の社会的評価は著しく低下したが、本件動画は本日時点でも公開されてゐるので、今後も低下し続けることが見込まれる。

原告は、日本誠真会の党勢拡大や、被告の大阪府選挙区の立候補準備等のために、物心両面で多大な尽力をした。それにもかかはらず、吉野敏明党首の独断によつて除名され、さらにその妻である被告が虚偽事実をでつち上げて原告の名誉を毀損したことに、強い憤りの念を抱いてゐる。

そのため、本件発言により原告が被つた精神的苦痛は甚大であり、これを慰藉することは固より困難であるが、敢へて慰謝料として評価するとすれば、200万円を下らない。

2 反訳費用 8250円

原告は、本件発言の対象者が原告であることを立証するためには、本件発言の前後の会話を文字化した証拠を提出する必要があると考へ、甲4の1の反訳を株式会社サン・ライティングに依頼し、同社に対し8250円を支払った(甲8)。

同反訳費用は、本件訴訟を提起するために必要な経費であり、不法行為との相当因果関係がある損害である。

第5 請求のまとめ

よつて、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として200万8250円及びこれに対する不法行為の日である令和8年2月13日から支払済みまで民事法定利率年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。

証拠方法

証拠説明書のとおり

附属書類

1	訴状副本	1通
2	証拠説明書	2通
3	甲号証	各2通

(別 紙)

当事者目録

〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町3-15-15

グランディア住吉駅前4階西号室

木原功仁哉法律事務所（送達場所）

TEL 078-855-3101

FAX 078-855-4015

原 告 木 原 功 仁 哉

〒 東京都港区

被 告 吉 野 純 子